平成２２年（フ）第１６０号
埼玉県上尾市中妻１丁目９番地７　マンションセルシオ301
債務者　韮澤　貴行
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
さいたま市岩槻区大字鹿室714番地　やまぶき荘１号室
債務者　海老原慶仁
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７５号
埼玉県久喜市小右衛門781番地１
債務者　平井　恵悟
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
埼玉県戸田市氷川町１丁目10番１―609号
債務者　深溝　　恵（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１４号
さいたま市北区東大成町２丁目521番地２―11号
債務者　山田　浩之
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２０号
埼玉県戸田市美女木１丁目15番地の９　戸田パークハイツ402号室
債務者　有馬　亜希
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
埼玉県川口市飯塚３丁目９番51―202号　ワコーレ川口Ⅲ
債務者　渡鍋　敦志
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２８５号
埼玉県新座市栗原４丁目11番１―105号
債務者　寶滿　徳良
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５５号
埼玉県越谷市赤山町４丁目13番26号　越谷第一マンション307、住民票上の住所埼玉県川口市大字安行慈林964番地の55
債務者　細川　雅通
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
埼玉県熊谷市久下２丁目41番地　三高ハイツ302
債務者　吉田　人美
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１２５号
埼玉県熊谷市須賀広484番地２
債務者　中嶋　慎一
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第６１号
長崎県長崎市西山３丁目29番32号　高橋アパート202号室、旧住所長崎県長崎市樺島町９番31号
債務者　青山　浩子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８８号
長崎県長崎市滑石３丁目５番51号、旧住所東京都日野市南平２丁目67番地の24
債務者　中村　一樹
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
長崎県長崎市香焼町1712番地
債務者　徳永　太一
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２０年（フ）第１１１号
宮城県大崎市古川狐塚字押堀19番地の１
破産者　有限会社チバ工業
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２０年（フ）第３３５１号
横浜市瀬谷区中屋敷１丁目40番地10
破産者　創工建設株式会社
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３０２号
横浜市都筑区佐江戸町2004―３
破産者　有限会社エヌ・エス工業
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４８７号
川崎市宮前区犬蔵３丁目12番５―304
破産者　有限会社アルファー電子工業
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係